一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市釜戸町字論栃二三八七の四一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年四月二十五日

農林水産大臣　金子原二郎

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年四月二十五日

農林水産大臣　金子原二郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
奥出雲町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年四月二十五日

農林水産大臣　金子原二郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県九戸郡九戸村大字戸田第八地割字夏井沢一三の一、一三の三、一四、八五の一から八五の一九まで、八五の二一、八五の二六、八五の二七、八五の二九、八五の三八、八五の四七、八五の五四、八五の五五、八七、八八、大字伊保内第一地割字大下一の一、一の一七から一の二一まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び九戸村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年四月二十五日

農林水産大臣　金子原二郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県花巻市小瀬川第一四地割六四の二（次の図に示す部分に限る。）、六三の一、六四の一、六四の三、六五の一、六五の二、六五の五
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び花巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年四月二十五日

農林水産大臣　金子原二郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県岩手郡雫石町長山岩手山三の二二（次の図に示す部分に限る。）、三の二〇、三の二三、椛沢九、二三、二四の一、二四の二、三〇、三一、三三、四六
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び雫石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和四年四月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

令和四年四月二十五日

経済産業大臣　萩生田光一

登録番号	氏名	登録番号	氏名
422508	村上　平	422509	湊　祥
422510	小山　拓良	422511	重松　章弘
422512	市ノ川　崇	422513	森本　滋
422514	高田　富明	422515	中田　公敬
422516	井上　陽介	422517	大井　映史
422518	清水　政美	422519	庄司　知泰
422520	津民　隆雄	422521	松村　千明
422522	本田　沙織	422523	片野規一郎
422524	上田　一良	422525	内村　留衣
422526	岡田　洋輔	422527	岡村　和雄
422528	川本　哲也	422529	栗林　禎人
422530	近藤　秀一	422531	曽瀬　厚
422532	西谷万利子	422533	橋本　純
422534	濵野　佑太	422535	藤本　祥英
422536	前山　翔平	422537	三崎　大介
422538	山田　重昭	422539	吉田　悦朗
422540	吉田　直基	422541	佐藤　元昭
422542	兼山　晶伍	422543	大西　宏和
422544	山崎　陽平	422545	山上　航平
422546	西川　洋一	422547	葛連川慎也